

## 松戸市医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、喀痰吸引等を必要とする医療的ケア児の日常生活を支援するため、職員に喀痰吸引等研修を受講させる事業者に対し、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 喀痰吸引等 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。
- (2) 喀痰吸引等研修 法附則第4条第2項に規定する登録研修機関が行う研修のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条の表に規定する第一号研修、第二号研修及び第三号研修をいう。
- (3) 医療的ケア児 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある20歳未満の者であって、市内に居住しているものをいう。
- (4) 事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービス並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護及び同条第7項に規定する生活介護を提供する市内の施設をいう。ただし、国、地方公共団体又は独立行政法人により設置又は運営をされている施設を除く。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、事業所を運営する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 医療的ケア児に対し喀痰吸引等を行わせるため、雇用する職員に、喀痰

吸引等研修を修了させること。

(2) 市区町村税を滞納していないこと。

(3) 代表者、役員その他の当該事業者に実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、雇用する職員の喀痰吸引等研修に係る受講費用とし、受講する職員1人当たり次の表に掲げる研修区分に応じた補助上限額を上限とする。

研修区分	補助上限額
第一号研修	100,000 円
第二号研修	100,000 円
第三号研修	30,000 円

（交付の申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 受講する予定の喀痰吸引等研修の費用の内訳がわかる資料
- (2) 喀痰吸引等研修を受講する予定の職員の雇用契約書の写し
- (3) 市区町村税を滞納していないことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による決定の通知は、松戸市医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）によるものとする。

（実績報告）

第7条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して20日以内の日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、松戸市医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金実績報告書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 認定特定行為業務従事者認定証の写し
- (2) 研修機関が発行する領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第8条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金額確定通知書（第4号様式）によるものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に受講する喀痰吸引等研修に要する費用について適用する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。